

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の
特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例の適用がある場合における租税条約の適用手続について、その配当等の支払の取扱者のその支払を受ける者等に関する事項の所轄税務署長に対する提供方法に、電子情報処理組織を使用する方法を加えることとする。(第2条～第2条の5関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年7月1日から施行することとする。(附則第1項関係)